

<令和3年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告及び納付は、法定の期限7月12日(月)までをお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、コールセンター(Tel 0800-555-6780)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送されるか、直接提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

【高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について】

平成29年1月1日から65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、令和元年度までは経過措置として、64歳以上の高年齢労働者(※)については雇用保険料が免除されることとなっていました。

※ 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の被保険者

令和2年4月1日からはこの経過措置が終了し、64歳以上の高年齢労働者に支払われる賃金も雇用保険料の算定対象となり、本年度の年度更新では、高年齢労働者に係る雇用保険料の申告・納付については、確定保険料と概算保険料ともに記載欄が無くなっており、前年度と様式が変更されておりますので、ご注意ください。